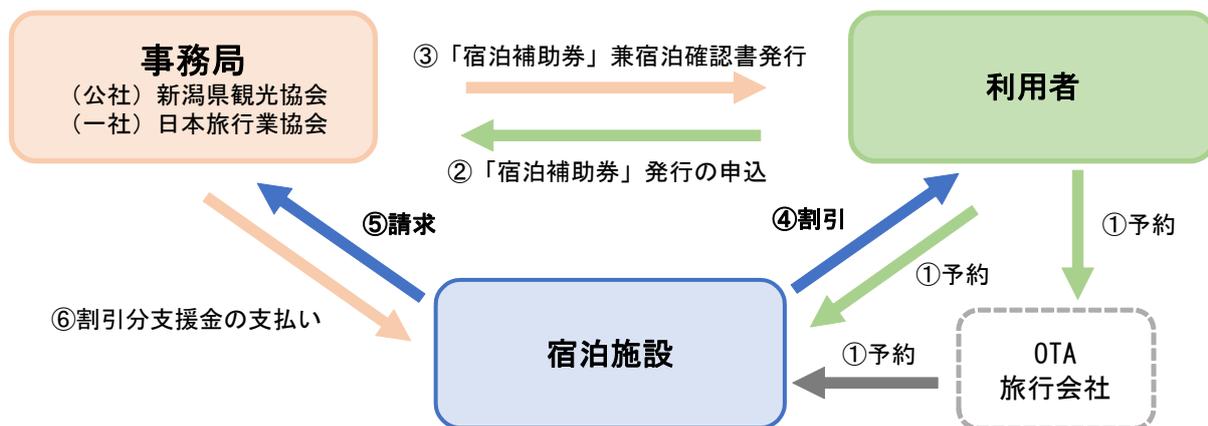


【事業者（宿泊施設）向け】「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」のご案内

- **概要** 新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により落ち込んだ宿泊需要を回復させるため、新潟県内在住者を対象に、下記期間の宿泊に対し、割引金額の助成を行います。
- **対象期間** 令和3年3月以降～令和3年6月末まで（※開始日は調整中）
- **割引対象者** 新潟県内在住者
- **宿泊割引額** 一人一泊あたり税込5,000円以上の宿泊に対し、2,000円割引
※ 他の割引券との併用可能
- **割引方法** 宿泊時に宿泊施設にて割引を適用し、後日事務局にて割引支援金を精算
※ 事前に対象事業者に登録している宿泊施設に限ります。
※ 割引に当たり、宿泊の代表者が新潟県民であることを確認願います。
 - (1) 事前精算の場合
…チェックイン(アウト)時に割引額をキャッシュバックしていただきます。
 - (2) 現地精算の場合
…チェックイン(アウト)時に販売価格から割引額を差し引いて精算いただきます。
- **対象事業者** 県内にある旅館業法の許可事業者（季節営業の施設を除く）
- **申請方法** メールまたはFAXで、別紙②「対象事業者登録申請書」を事務局へ提出
【一次締切：令和3年2月22日（月）まで】
※その後も随時受付を行いますが、早めの登録申請をお願いいたします。
- **その他**
 - ・ 本事業は、令和3年2月定例会における県議会の議決が前提となります。
 - ・ 本事業を中止する場合があります。
 - ・ 割引の開始は、登録完了通知書及びマニュアルの到着以降でお願いします。
 - ・ 具体的な方法は、後日、登録完了通知と同封するマニュアルでお知らせします。
 - ・ 割引を適用する場合には、宿泊補助券を提出いただき、記載内容を確認のうえ、署名いただく必要があります。
 - ・ 実施方法が一部変更となる場合があります。



◆お問合せ先:「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」事務局(事業者登録専用)
電話番号:025-364-1791 / FAX:025-248-6167 / メール:jata_niigata@nta.co.jp

「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により落ち込んだ県内宿泊施設の需要を喚起するため、新潟県内在住者(以下、「県内在住者」という。)を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」事業(以下、「本事業」という。)は、公益社団法人新潟県観光協会(以下、「協会」という。)が主体として事業を実施する。

2 「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」事務局(以下、「事務局」という。)は、協会から委託を受けた一般社団法人日本旅行業協会関東支部新潟県地区委員会が運営するものとする。

(事業内容)

第3条 本事業は、県内在住者の宿泊旅行代金の割引を実施するものとする。

(対象事業者)

第4条 支援金の交付の対象者となる者(以下、「対象事業者」という。)は、対象事業者としての登録後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、令和3年2月1日において、現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けている新潟県内の宿泊施設であり、宿泊時に利用者が県内在住者であることを確認できる者でなければならない。

(支援金対象経費)

第5条 支援金対象経費は、県内在住者が新潟県内に1泊以上の宿泊をする宿泊旅行代金に対する割引とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、1人1泊あたり税込5,000円以上の宿泊旅行代金に対し、1人1泊あたり税込2,000円の割引額とする。

2 他の割引との併用は可能とする。

(支援金対象者)

第7条 宿泊旅行代金の割引の適用を受ける利用者は、県内在住者であり、新型コロナ

ウイルス感染症の感染拡大防止に協力が得られる者に限る。

(支援金交付対象期間)

第8条 本事業の交付対象となる期間は、事務局が別に定める期間とする。

(対象事業者登録申請)

第9条 対象事業者として登録を希望する者は、「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」対象事業者登録申請書(様式第1号)を事務局へ提出するものとする。

(対象事業者の登録通知)

第10条 事務局は、前条の規定による対象事業者登録の申請があったときは、その内容を確認の上、対象事業者を登録し、「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」対象事業者登録完了通知書(様式第2号)により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」対象事業者登録不採択通知書(様式第3号)により通知する。

(事業の中止)

第11条 対象事業者が登録完了の通知を受領した後においても、次に掲げる事由に該当する場合には、協会及び事務局は対象事業者に対し本事業の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第15条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると協会が判断した場合
- (3) その他の事由により、協会が中止と判断した場合

2 事務局は、上記の事由により対象事業者に中止を求める場合は、「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」中止通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第12条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、別に定める日までに次に掲げる書類を添付した「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」実績報告書(様式第5号)を事務局へ提出しなければならない。

- (1) 「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」実績内訳シート(様式第6号)
- (2) 宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類(「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」宿泊確認書)
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第13条 対象事業者は、前条の実績報告書に基づき、「泊まっ得！にいがた県民割キャンペーン」請求書(様式第7号)により、事務局が定める期日までに請求するものとする。

(支援金の支払等)

第14条 事務局は、前条の規定により適正な支援金の請求書を受理したときは、請求内容を確認のうえ、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金の交付条件)

第15条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、本事業に関する経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年保管しておくこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (5) 対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 対象事業者は、前号の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(状況報告及び調査)

第16条 事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第 17 条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払いを停止することができる。

(支援金の返還)

第 18 条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録、請求を行った場合、事務局は支払い済みの支援金についてその返還を命じることができる。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第 19 条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、協会と事務局で協議の上、決定する。

附則

この要綱は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する